

議案第107号

芽室町みなみっ子児童館設置条例制定の件

芽室町みなみっ子児童館設置条例を次のとおり制定する。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町みなみっ子児童館設置条例

(設置)

第1条 児童に健全な遊び場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすること及び子育てに関する支援等児童福祉の増進を図るため、みなみっ子児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 みなみっ子児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みなみっ子児童館	芽室町新生南6線25番地1

(職員)

第3条 みなみっ子児童館に必要な職員を置く。

(事業)

第4条 みなみっ子児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童を健全に育成するための事業
- (2) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための事業
- (3) 子育てサークル等の育成・支援事業

(使用者の範囲)

第5条 みなみっ子児童館を使用できるものは、次の各号に掲げる児童、団体とする。

ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 芽室南小学校区に在住する児童
- (2) 町内在住者を含む児童の健全育成を目的として組織された団体
- (3) 町内在住者を含む子育て支援を目的として組織された団体

(使用料)

第6条 みなみっ子児童館の使用料は、無料とする。

(原状の回復)

第7条 使用者は、みなみっ子児童館の使用が終わったとき、又は使用を停止された

ときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設又は備付物品を損傷又は滅失したときは、町長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

新たな児童館の設置にあたり、本条例を制定しようとするものであります。